

長野県みらい基金 事業指定助成プログラム実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人 長野県みらい基金（以下「基金」という。）が運営する事業指定助成プログラム（以下「事業指定プログラム」という。）の申請・審査・交付などの実施に必要な事項について定める。

(目的)

第2条 事業指定プログラムは、地域課題の解決若しくは地域社会の発展に寄与する公共的活動の増進を図ることを目的に実施する助成事業である。

(事業の申請要件)

第3条 事業指定プログラムによる助成金の配分の対象となる事業は以下の要件を満たすものとする。

- (1) 基金の団体登録要綱における登録団体の事業であること
- (2) 団体登録の際に提出した活動目的と助成対象事業の目的との整合がとれていること

(対象事業の種別)

第4条 事業指定プログラムの対象となるのは、以下のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 行政あるいは公的な団体等、他の主体が十分対応できていない地域課題や生活課題の解決を図ることを目的とした事業
- (2) 社会的な課題の解決や社会変革を目的とした事業
- (3) 継続的かつ効果的な課題解決の手段が確立していない分野において、実施手法などがモデルとして活用可能な先駆的事业
- (4) 自団体の活動資金獲得の仕組みづくりや製品開発を目的とした事業

(助成対象経費)

第5条 助成対象経費となるのは当該事業を実施するために直接必要な経費とする。ただし、団体の経常的な運営のため、従来から雇用している従業員に係る人件費であっても、当該事業に関わった作業時間に相当する人件費は、助成対象経費に含めることができる。

なお、既に着手済みの事業にあっても、基金が助成の妥当性を認めた場合は対象事業とする。

(助成申請)

第6条 事業指定プログラムの助成を受けようとする団体は、基金が指定する期日までに、

事業指定助成プログラム助成申請書（様式第1号）と本要綱を含む関連要綱及び他の要綱・規約等に同意し、規定内容を遵守することに同意したことを示す同意書（様式第2号）を提出しなければならない。

2 前項の助成申請書には、以下の内容を記載するものとする。

- (1) 団体の基本情報
- (2) 事業の概要
- (3) 申請事業の実施計画
- (4) 寄付金獲得方針及び目標額（中間目標額及び最終目標額）
- (5) 事業報告の方法

3 前項第4号に規定する目標額として中間目標額を設定する助成申請団体は、あらかじめ中間目標額ごとに対応する複数の事業計画（事業の目的・主旨が同一のもの）を想定しなければならない。

（助成対象事業の決定）

第7条 基金は、前条の申請を受理したときは、以下の審査基準に基づき審査を行い、助成対象事業を決定する。

- (1) 事業の効果が見込まれる事業設計となっているか
- (2) 事業の実現可能性があるか
- (3) 広く社会の共感を得られる事業となっているか

2 基金は、前項の規定により助成対象事業を決定したときは、その結果を助成申請団体に通知しなければならない。

（寄付募集の広報）

第8条 基金は、助成対象団体と協議し、申請内容に基づき、寄付募集期間、基金の「公共的活動応援サイト 長野県みらいベース」に掲載する内容、その他の広報方針を決定し、寄附募集の広報活動を行う。

2 助成対象団体が広報開始後に寄附募集期間を延長したい希望があり、かつ、基金が期間延長の妥当性及び効果を認められる場合、寄付募集期間を延長することができる。

（寄付募集の手数料）

第9条 基金は、助成対象事業ごとに寄付累計額から別に定める手数料を受け取ることができる。

（助成金の交付）

第10条 基金は、原則として寄付募集期間終了後、助成金を交付するものとする。ただし、

当該事業の寄付獲得金額が申請の際に設定した第1中間目標額を超えた場合は、寄付獲得金額に応じた助成金を募集期間中に交付することができる。

- 2 前項の助成金の交付を受けようとする助成対象団体は、基金と協議の上、請求書（様式第3号）を基金に提出し、基金は助成対象団体から提出される請求書（様式第3号）に基づいて寄付獲得金額から手数料を控除した金額を交付する。
- 3 寄付獲得金額が、第6条第2項の規定により設定した第1中間目標額に達しなかった場合、当該寄付金のうち手数料を控除した残額は、地域・分野指定プログラムの地域及び分野の指定のない寄付として取り扱われる。
- 4 基金が助成対象団体に対して助成金を振り込む際に発生する金融機関の手数料等については、助成対象団体の負担とすることもできる。

（助成対象事業の遂行）

第11条 助成対象団体は本要綱を含む関連要綱及び他の要綱・規約等に同意し、規定内容を遵守することに同意したことを示す同意書（様式第2号）の内容を遵守するとともに、その他寄附募集及び助成対象事業の遂行に関する基金の指示に従い、善良な注意者の注意をもって寄附募集及び助成対象事業を行わなければならない。いやしくも助成金を他の用途に使用してはならない。

（助成対象事業の遂行の指示）

- 第12条 基金は、助成対象団体からの報告あるいは自らが行う調査等により、寄附募集及び助成対象事業が助成事業申請書の内容に従って遂行されていないと認められるときは、当該団体に対して申請内容に沿って事業を遂行すべきことを指示することができる。
- 2 基金は、助成対象団体が前項の指示に従わなかったときは、その者に対し、寄付募集及び当該助成対象事業の遂行の一時停止を命じることができる。

（助成申請の取り下げ又は助成対象事業の中止）

第13条 事業指定プログラムの申請取り下げ、又は事業を中止しようとする団体は、プログラムの進行状況に応じて基金の承認を得て、以下の手続きを行わなければならない。

（1）助成申請後、助成対象事業の決定を受けるまでの間

助成申請を取り下げる場合は、基金に速やかにその旨を書面により申請しなければならない。

（2）助成対象事業の決定後で助成金交付前の場合

助成金交付前に、助成対象事業の遂行を中止する場合は、事業を中止する旨を基金に速やかに助成金交付中止申請書（様式第4号）により申請しなければならない。

この場合、助成対象事業が中止するまでに寄付金額を獲得していても、基金は助成金を交付せず、獲得した寄付金は、地域・分野指定プログラムの地域及び分野の指定のない寄付として取り扱われる。

(3) 助成金交付後で事業完了前の場合

助成金交付後、事業実施の途中で助成対象事業を中止する場合は、助成対象団体は助成対象事業を中止する旨を速やかに基金に助成対象事業中止申請書（様式第5号）により申請しなければならない。

この場合、助成対象団体は、中止した助成対象事業にかかる経費を除いた残額を、基金に返還しなければならない。返還された助成金は、地域・分野指定プログラムの地域及び分野の指定のない寄付として取り扱われる。

(実績報告)

第14条 助成対象団体は、助成対象事業が完了したとき、または前条第3号の規定による助成対象事業の中止の承認を受けたときは、助成対象事業の成果を記載した以下の書類を基金に提出しなければならない。

- (1) 助成対象事業実績報告書（様式第6号）
- (2) その他、事業経過や成果を証明する書類等

2 基金は、前項の確認を行う中で、助成対象事業が完了したにも関わらず助成金の残額が発生していると認められた場合には、助成対象団体に助成対象事業に係る経費を除いた残額を基金に返還するよう求め、助成対象団体は、基金の指示に従い返還しなければならない。返還された助成金は、地域・分野指定プログラムの地域及び分野の指定のない寄付として取り扱われる。

(助成金の経理)

第15条 助成対象団体は、収支簿を備え、他の経理と区分して助成対象事業の収入額及び支出額を記載し、助成金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 助成対象団体は、助成金の交付を受けるにあたっては、団体名義の口座を設けておかなければならない。

3 助成対象団体は、当該事業の支出内容を証する書類を整備して、収支簿とともに事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

4 基金は、前項の支出内容を証明する書類の内容に関する調査を実施することができる。

(是正措置の指示)

第16条 基金は、寄附募集事業の完了又は中止に係る実績報告書の提出があった場合において、その報告に係る事業の成果が助成対象事業の決定の内容及び本要綱を含む関連

要綱及び他の要綱・規約等に同意し、規定内容を遵守することに同意したことを示す同意書（様式第2号）の内容に適合しないと認めるときは、当該助成対象事業につき、これらに適合させるための措置をとるべきことを当該助成対象事業者に対して指示することができる。

（助成対象事業の決定の取消し等）

第17条 基金は、寄附募集事業の中止の申請があった場合、または以下に示す事実が判明した場合は、基金が助成対象事業の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 団体登録要件がなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) 第11条の規定に違反して助成金を他の用途に使用したとき。
- (4) 正当な事由がなく第14条の規定による報告をせず、又は調査を拒んだため、助成金の内容が確認できないとき。
- (5) 前各号のほか、助成金に関し、本要綱を含む関連要綱及び他の要綱・規約等に同意し、規定内容を遵守することに同意したことを示す同意書（様式第2号）に違反したとき、又は基金の指示に従わなかったとき。

（助成金の返還）

第18条 基金は、助成対象事業の決定を取り消した場合において、助成金の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

- 2 基金が行う返還請求の期限を超えても助成金の返還のない場合は、銀行金利相当分の延滞金を基金に納付しなければならない。
- 3 前2項の規定は、第13条第3号及び第14条第2項の場合に準用する。

（助成対象事業の表示）

第19条 助成対象団体は、助成対象事業の実施に際し、本助成金による事業である表示を行わなければならない。

（助成対象事業の公開等）

第20条 助成対象団体は、助成対象事業採択後から事業報告後1年を経過するまでの間、助成対象事業の実施状況及び実施結果並びに助成金の使途に関する情報を継続的に公開しなければならない。

- 2 基金は、事業指定プログラムにより得られた成果を任意の方法若しくは媒体により第三

者に開示又は公表し、又は非営利目的のために利用することができる。

(その他)

第21条 その他事業の実施について必要な事項は、基金が別に定める。

附則 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。